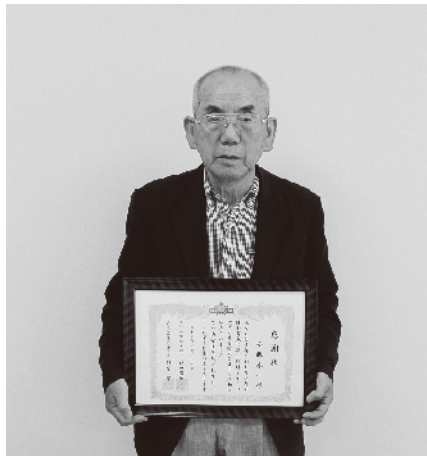


長年の地域非行防止活動 安藤春一さんに感謝状

6月24日(月)、愛知県少年補導委員会連合会の定期総会が開催され、功労者の功績が称えられました。

本町では、長年、地域の非行防止の推進に尽力された安藤春一さんに感謝状が贈呈されました。



県在宅重度障害者手当等 所得状況届のご提出を

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、年1回の所得状況届または現況届の提出が必要です。この届出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなります。

手当を受けることができるのは別表に該当する方です。必要書類については福祉課より送付します。必要事項を記入の上、役場1階福祉課の窓口へ提出してください。

また、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設・障害者支援施設などの施設に入所している方や病院に3ヶ月以上入院されている方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられません。喪失の手続をしてください。

▼とき 県在宅重度障害者手当 8月1日(木)～30日(金)

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当 8月9日(金)～9月11日(水)

▼提出先・問合せ 福祉課福祉グループ
☎ 28・0912

対象者一覧

手当の種類	国・県の別	対象となる方
県在宅重度障害者手当	県	身体障害者1級または2級の手帳所持の方。知的障害者でIQ35以下の方。身体障害者3級および知的障害者IQ50以下の方
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障害者2級以上の障がい重複して有する方、または身体障害者2級以上の障がいを有し、知的障害IQ20以下の方
障害児福祉手当	国	20歳未満の児童で身体障害者1級の障がいを有する児童、または知的障害IQ20以下の児童
特別児童扶養手当	国	身体障害者1級から3級または知的障害IQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の児童を育てている保護者

※国制度と県制度の手当を同時に受給することはできません。

ひとり親手当 現況届のご提出を

児童扶養手当、県遺児手当、町子ども福祉手当を受給されている方は、年1回、現況届の提出が必要です。

対象者には、7月下旬に必要書類を郵送しています。必要事項を記入の上、役場1階5番窓口子ども応援課に提出してください。

現況届の提出がない場合、引き続き手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼受付期間 8月1日(木)～30日(金)

※土日・祝日は除く

▼問合せ 子ども応援課子ども応援グループ
☎ 28・0936

